

佐倉市男女平等参画審議会 令和6年度 第3回会議 会議録

日 時：令和6年11月18日（月）午前10時00分から

会 場：佐倉市役所 社会福祉センター3階中会議室

出席者：

＜審議会委員＞坂元真理子委員、吉森久美子委員、小林雅美委員、三谷晃生委員
遠藤恵子委員、高島史暁委員、土屋栄徳委員、田中百合江委員、

＜事務局＞自治人権推進課〔課長、担当2名〕、こども家庭課長

佐倉市男女平等参画推進センター指定管理者〔2名〕、株式会社明日葉職員〔2名〕

次第等：

◆議題

- (1) 佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】進行管理調査結果（令和5年度）の総合評価について
- (2) 佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について

午前10時00分 開会

【事務局】

ただいまから、佐倉市男女平等参画審議会 令和6年度第3回会議を開催します。

これより先の議事進行を、佐倉市男女平等参画推進条例施行規則第5条に基づき、会長にお願いしたいと存じます。

【会長】

佐倉市男女平等参画推進条例施行規則第5条第2項に、「委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない」と定められております。本日の出席委員は、8名ですので、11名の半数を超えています。したがって、会議が成立していますことを、ご報告します。

そして、会議録作成のため、事務局で録音をしていますこと、また、要約のかたちで会議録を作成することになっていますことを、ご了承ください。

それでは、議題、佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】の進行管理調査結果の総合評価について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

評価対象は26の重点事業で、各委員の事前評価を点数化し、平均点を総合評価とします。そして、必要に応じて提言をいただきます。重点事業以外の事業は必要に応じて提言をいただきます。

26の重点事業は、各委員の事前評価を点数化し、平均点を総合評価とします。

また、A～Eの評価は総合評価の点数を基準にしています。

本日は、総合評価の確認と事業内容や総合評価の結果、いただいた質問に対する所管課からの回答等を踏まえて、必要に応じてご意見をいただきたいと思います。

また、令和5年度全体の総括を、重点事業の評価が終わった後にいただきたいと思います。時間の都合上、皆様からいただいた意見を、後日会長と事務局とで調整し、報告したいと考えています。

総合評価は、男女平等参画の庁内推進会議である人権施策・男女平等参画施策推進会議に報告したのち、全庁的に通知し、併せて市民に公表します。

【会長】

ただいまの説明につきまして、質疑はございますか。質疑のある方は、挙手をお願いします。

[質疑なし]

それでは、令和5年度重点事業の総合評価を行います。すでに評価結果はでていますので、結果確認をし、確認をする中で、意見がありましたらお願いします。

◆事業No.1 人権尊重についての広報・啓発。所管は自治人権推進課です。総合評価は、A評価11人で合計55点、平均点は5.00点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.12 セクハラ、DVに関する情報提供。所管は自治人権推進課です。総合評価は、A評価7人、B評価4人で合計51点、平均点は4.64点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.12 セクハラ、DVに関する情報提供。所管はこども家庭課です。総合評価は、A評価10人、B評価1人で合計54点、平均点は4.91点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.15 DV被害者に接する関係職員への研修機会の提供。所管はこども家庭課です。総合評価は、A評価10人、B評価1人で合計54点、平均点は4.91点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.19 市の相談機能及び関係機関との連携の強化。所管は高齢者福祉課です。総合評価は、A評価11人、で合計55点、平均点は5.00点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.19 市の相談機能及び関係機関との連携の強化。所管はこども家庭課です。総合評価は、A評価11人で合計55点、平均点は5.00点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.20 緊急保護等を求める家庭内等暴力被害者の支援。所管は高齢者福祉課です。総合評価は、A評価10人、B評価1人で合計54点、平均点は4.91点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.20 緊急保護等を求める家庭内等暴力被害者の支援。所管はこども家庭課

です。総合評価は、こちらはA評価10人、B評価1人で合計54点、平均点は4.91点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.20 緊急保護等を求める家庭内等暴力被害者の支援。所管は障害福祉課です。総合評価は、こちらはA評価6人、B評価5人で合計50点、平均点は4.55点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.26 被害者の早期発見に向けた機関の連携。所管は高齢者福祉課です。総合評価は、こちらはA評価9人、B評価2人で合計53点、平均点は4.82点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.26 被害者の早期発見に向けた機関の連携。所管は障害福祉課です。総合評価は、A評価9人、B評価2人で合計53点、平均点は4.82点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.26 被害者の早期発見に向けた機関の連携。所管は母子保健課です。総合評価は、A評価11人で合計55点、平均点は5.00点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.30 男性の育児や介護に関する情報と学習機会の提供。所管は高齢者福祉課です。総合評価は、A評価10人、B評価1人で合計54点、平均点は4.91点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.3 0 男性の育児や介護に関する情報と学習機会の提供。所管はこども保育課です。総合評価は、A 評価 5 人、B 評価 6 人で合計 49 点、平均点は 4.45 点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.3 0 男性の育児や介護に関する情報と学習機会の提供。所管は母子保健課です。総合評価は、A 評価 9 人、B 評価 2 人で合計 53 点、平均点は 4.82 点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.3 1 固定的な性別役割分担意識や慣行の見直しの促進。所管は自治人権推進課です。総合評価は、A 評価 11 人で合計 55 点、平均点は 5.00 点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.3 1 固定的な性別役割分担意識や慣行の見直しの促進。所管は中央公民館です。総合評価は、A 評価 4 人、B 評価 7 人で合計 48 点、平均点は 4.36 点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.3 1 固定的な性別役割分担意識や慣行の見直しの促進。所管は和田公民館です。総合評価は、A 評価 3 人、B 評価 7 人、C 評価 1 人で合計 46 点、平均点は 4.18 点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.3 1 固定的な性別役割分担意識や慣行の見直しの促進。所管は弥富公民館です。総合評価は、A 評価 3 人、B 評価 7 人、C 評価 1 人で合計 46 点、平均点は

4.18 点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.3 1 固定的な性別役割分担意識や慣行の見直しの促進。所管は根郷公民館です。総合評価は、A 評価 4 人、B 評価 7 人で合計 48 点、平均点は 4.36 点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.3 1 固定的な性別役割分担意識や慣行の見直しの促進。所管は志津公民館です。総合評価は、A 評価 7 人、B 評価 4 人で合計 51 点、平均点は 4.64 点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.3 1 固定的な性別役割分担意識や慣行の見直しの促進。所管は臼井公民館です。総合評価は、A 評価 1 人、C 評価 2 人、E 評価 8 人で合計 19 点、平均点は 1.73 点です。ご意見ありますか。

【委員】

講座を予定していたが、応募がなく実施しなかったということで、E 評価にしたが、何人かの評価はそうでないため、平均点が D 評価になっているが、評価方法通り、平均点方式でいくか。意見を伺いたい。

【委員】

公民館側が、何をやったらいいのか、わからないのかな。って感じたし、講座の必要性の有無も、考慮して良いのではないかと考えた。また、助言が市からあったらいいと思う。

【委員】

和田と弥富は大変小規模な地域なので、そういうことも加味しているが、臼井はそれほど規模が小さくないと思う。

【委員】

臼井は、佐倉では都心だと思います。

【委員】

実施できなかったところで評価をするか、それとも、企画はしているということで評価をするか。どちらにしたらいいかということですよ。

【委員】

評価の仕方を見ると、事業が行われていないから、E評価しかつけようがないと思う。さらに、事業実施状況の部分が、1行しか書かれていない。事業実施状況をきちっと書いていけば、まだ評価のしようがある。ただ、事情はあると思うので、きちっと書いてもらうことを、付記すべきではないかを感じる。

【委員】

実施状況は1行で終わっていて、今後の課題改善点で、コミュニティカレッジさくらの基礎講座1学年時の履修として、例年予定していたけれど、令和5年度は1年生がいなかったの。と記載されている。

【委員】

予定講座は、コミュニティカレッジなんだろう。と推測はつくが、やはり報告書としては不適切。

【委員】

応募する側からすると、コミュニティカレッジさくらは、何年間か通わなきゃいけない印象を与える。なので、何年間かいないといけない敷居の高さを感じる。科目履修というような形を取れば、違ってくると思う。

【副会長】

カレッジに組み込んだ方が、多くの方に知ってもらえるので、組み込んでいると思う。今回は、コミュニティカレッジが集まらない。という形の中で事業ができなかったとなっている。なので評価は、やれていないこと自体はE評価になると思う。問題は、今後どうするかということ。コミュニティカレッジではなくて、1つの事業として組み込むかどうかというのは、考えてもらいたい。

【会長】

今回はこの中での評価なので、平均点方式のままになると思うが、いろいろな意見が出たので、今後反映させていけたらと思う。

◆事業No.4 3 学校教育における男女平等教育の推進。所管は指導課です。総合評価は、A 評価 7 人、B 評価 4 人で合計 51 点、平均点は 4.64 点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.4 6 学校と家庭、地域との連携。所管は指導課です。総合評価は、A 評価 2 人、B 評価 9 人で合計 46 点、平均点は 4.18 点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.5 2 各種審議会・委員会等の女性委員比率の向上。所管は行政管理課です。総合評価は、A 評価 1 人、B 評価 6 人、C 評価 3 人、D 評価 1 人で合計 40 点、平均点は 3.64 点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.5 2 各種審議会・委員会等の女性委員比率の向上。所管は自治人権推進課です。総合評価は、A 評価 1 人、B 評価 4 人、C 評価 4 人、D 評価 1 人、E 評価 1 人で合計 36 点、平均点は 3.27 点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.5 6 事業所や各種団体等への男女平等意識の醸成。所管は自治人権推進課です。総合評価は、A 評価 8 人、B 評価 3 人で合計 52 点、平均点は 4.73 点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.6 1 市管理職への女性登用推進。所管は人事課です。総合評価は、A 評価 2 人、B 評価 9 人で合計 46 点、平均点は 4.18 点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.6 4 多様な働き方ができる環境の整備。所管は商工振興課です。総合評価は、A 評価 2 人、B 評価 9 人で合計 46 点、平均点は 4.18 点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.6 6 事業所等へのワーク・ライフ・バランス意識の普及・啓発。所管は商工振興課です。総合評価は、A 評価 3 人、B 評価 7 人、C 評価 1 人で合計 46 点、平均点は 4.18 点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.6 8 女性の職業能力開発の支援。所管は商工振興課です。総合評価は、A 評価 6 人、B 評価 5 人で合計 50 点、平均点は 4.55 点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.6 9 就業相談事業の支援。所管は商工振興課です。総合評価は、A 評価 6 人、B 評価 5 人で合計 50 点、平均点は 4.55 点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.7 4 農業従事者を対象に、男女平等を実現するための研修会等の開催。所管課は農政課です。総合評価は、A 評価 9 人、B 評価 2 人で合計 53 点、平均点は 4.82 点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.8 2 家庭における男女平等参画意識の浸透を図るための学習機会や情報の提供。所管は自治人権推進課です。総合評価は、A 評価 9 人、B 評価 2 人で合計 53 点、平均点は 4.82 点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.8 4 保育サービス等の充実。所管はこども保育課です。総合評価は、A 評価 11 人で合計 55 点、平均点は 5.00 点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.8 8 保育施設等の整備、拡充。所管はこども政策課です。総合評価は、A 評価 10 人、B 評価 1 人で合計 54 点、平均点は 4.91 点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.8 9 学童保育事業の充実。所管はこども保育課です。総合評価は、A 評価 9 人、B 評価 1 人、C 評価 1 人で合計 4.73 点、平均点は 4.1 点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.9 4 地域活動における女性リーダーの育成。所管は自治人権推進課です。総合評価は、A 評価 8 人、B 評価 2 人、C 評価 1 人で合計 51 点、平均点は 4.64 点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.1 0 1 市民参加による男女平等参画事業の充実。所管課は自治人権推進課です。総合評価は、A 評価 8 人、B 評価 3 人で合計 52 点、平均点は 4.73 点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.1 1 9 高齢者が孤立しない地域ネットワークづくりの支援。所管は高齢者福祉課です。総合評価は、A 評価 7 人、B 評価 4 人で合計 51 点、平均点は 4.64 点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.1 1 9 高齢者が孤立しない地域ネットワークづくりの支援。所管は中央公民館です。総合評価は、A 評価 10 人、B 評価 1 人で合計 54 点、平均点は 4.91 点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.1 1 9 高齢者が孤立しない地域ネットワークづくりの支援。所管は和田公民館です。総合評価は、A 評価 2 人、B 評価 7 人、C 評価 2 人で合計 44 点、平均点は 4.00 点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.1 1 9 高齢者が孤立しない地域ネットワークづくりの支援。所管は弥富公民館です。総合評価は、A 評価 7 人、B 評価 3 人、C 評価 1 人で合計 50 点、平均点は 4.55 点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.1 1 9 高齢者が孤立しない地域ネットワークづくりの支援。所管は根郷公民館です。総合評価は、A 評価 7 人、B 評価 4 人で合計 51 点、平均点は 4.64 点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.1 1 9 高齢者が孤立しない地域ネットワークづくりの支援。所管は志津公民館です。総合評価は、A 評価 10 人、B 評価 1 人で合計 54 点、平均点は 4.91 点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.1 1 9 高齢者が孤立しない地域ネットワークづくりの支援。所管は臼井公

民館です。総合評価は、A 評価 1 人、B 評価 5 人、C 評価 3 人、E 評価 2 人で合計 36 点、平均点は 3.27 点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

◆事業No.129 市職員への意識啓発。所管は自治人権推進課です。総合評価は、A 評価 10 人、B 評価 1 人で合計 54 点、平均点は 4.91 点です。ご意見ありますか。

[意見なし]

重点事業の評価は終了しました。

佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】の進行管理調査結果に対する、審議会の総合評価については、ただいまの結果のとおり市に提出します。

次に、令和5年度の総括として全体的なご意見をいただきたいと思います。令和5年度の計画実施状況について、ご意見ありますか。

【委員】

男性の育児に関するサポートや、子ども向けのセンターができ、大変活発にいろんなものが実施されていると感じました。また、女性委員割合を増やすための新しい取り組みがなされている点は、評価できると思いますが、一方で、職場・事業所でのワークライフバランスの普及と、女性の就業支援は、引き続き、より女性が就業しやすい環境の整備と、男性のワークライフバランスが実現できるような取り組みをお願いしたいと思います。

【会長】

まず、男性の育児参加という部分の啓発活動を行ってほしい。

次に、女性委員の拡大ですね。難しい面もあるかと思うが、環境整備をお願いしたい。ご尽力いただいていることは承知しているが、さらに一層お願いします。

また、事業所におけるワークライフバランスの取り組み。そして女性の就労支援。各所管の方々も大変よく取り組んでくれていることが分かる内容ですので、この評価を維持できるような体制をこの先も作っていただきたい。

では、実際に出た意見について、事務局と私、会長の方で、答申書を作成させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[意見なし]

皆様のご了解をいただきましたので、そのようにさせていただきます。

次に、重点事業以外の事業への提言について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

重点事業以外の事業への提言は、ご意見がある事業がありましたら、事業No.とご意見をおっしゃっていただきますようお願いいたします。重点事業以外の事業全てが対象です。

【委員】

重点事業になっている事業と、そうでない事業の線引きはあるか。

【事務局】

第4期計画策定の際、重点事業とするかどうか。委員の皆さんの意見をききながら決めたもの。特に進行管理が必要なものに関して、重点事業とした。

【委員】

となると、次の改訂の時は、重点事業が入れ替わる可能性があるわけですね。

これを長年やってきて、効果とか結果とか、あるのでしょうか。

【委員】

毎年のいろんな積み重ねで、変えがたい部分はここなんだということや、前と比べるとこう見えてくるとか、わかるようになってきていると思う。

【委員】

学童保育所に対して、先生方への啓発などを進行管理の重点事業に入れていただきたい。

【委員】

新たに1個重点事業にすることについて、重点事業以外の提言として残ることで、次の改定に向けていけると思う。

【会長】

重点事業以外への提言ということで承ります。他にございますか。

[意見なし]

重点事業以外の事業への提言について、終了します

続いて、佐倉市のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について、事務

局から説明をお願いします。

【事務局】

まずは、佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の位置付け、考え方について説明します。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは、同性カップル、事実婚のように、同性・異性問わず、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約束した二人が、パートナーシップの関係にあることを宣誓する制度です。二人が人生のパートナーであることを宣誓することにより、パートナーとして、共に生活をしていきたいというカップルの気持ちを佐倉市が受け止め、その宣誓の事実を公的に認めます。また、二人に子どもや親などがいる場合、あわせてファミリーシップも宣誓できます。

注意点ですが、婚姻制度とは異なり、法律上の効力、例えば、相続や税の控除が生じるものではありません。これを利用することで、宣誓証明書及び証明カードの発行、公営住宅への入居申し込みが可能になったり、住民票の続柄の表記の変更ができたりします。

社会的に、多様性社会の重要性が認識されつつあり、性の多様性についても、世間の関心が高まっています。パートナーシップ制度については、千葉県内の市町村では、11月現在、13市町村が導入済みであり、さらに、八千代市、鎌ヶ谷市、我孫子市が令和7年4月より導入予定となっています。このような社会的な動きの中で、佐倉市も導入すべきと判断しました。

次に、今後のスケジュールについて説明します。

まず、本日開催の佐倉市男女平等参画審議会にて審議していただき、続いて、政策調整会議にて審議を行ったのち、パブリックコメントの実施、関係機関との調整をし、令和7年4月1日からの施行を目指しています。佐倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する説明は以上です。

【会長】

質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

【委員】

パブリックコメントの実施は、どのようにやりますか。

【事務局】

基本的には市民を対象に、ホームページで公開し、ご意見を伺います。

【委員】

市の方に、当事者の方から要望は入っていますか。

【事務局】

年に数件あります。

【委員】

佐倉市独自の取り組みはありますか。

【事務局】

他市との連携も考えてまして、行政としては、他市とほぼ同じ内容を検討しております。

【会長】

この人は違うんだ。そういうことを感じずに生活ができれば一番いいですね。こういう制度的なものを作り上げていけば、皆さんの理解が深まってくると思います。

他にございますか。

[意見なし]

進行を事務局にお返しします。

【事務局】

続きまして、佐倉市男女平等参画推進センター事業について、指定管理者から報告します。

【佐倉市男女平等参画推進センター指定管理者】

[男女平等参画推進センター事業報告]

【事務局】

以上をもちまして、本日の会議は終了いたします。長時間のご審議ありがとうございました。

午後 11 時 45 分 閉会